

介護サービス～介護が必要になったときのために～

前回の「介護保険料」に続き、今回は「介護サービス」、特に在宅サービスについて紹介します。介護サービスが必要にならないことが一番ですが、もし必要になったときのためにどんなサービスがあるのか？費用はどのくらいかかるのか？手続きはどうしたらいいのか？などについて紹介しま



どんなサービスがあるの？

※在宅サービスの一部を紹介します。

◎在宅サービス

通所して利用

○通所介護（デイサービス）

通所介護事業所で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を日帰りで行います。

○通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

訪問を受けて利用

○訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

居宅での暮らしを支える

○福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。車いす、特殊寝台、歩行器など。

○福祉用具購入費支給

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、10万円を上限に購入費を支給します。

○住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。（事前申請が必要です。）

費用はどれくらいかかるの？

◎在宅サービス

介護保険の在宅サービスの利用には、要介護状態区分別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。利用者の負担は、原則として、かかった費用の1割です。

手続きはどうしたらいいの？

- ① **申請** 福祉保健課または各支所福祉課に「要介護認定」の申請をします。
- ② **要介護認定** 保健師などが訪問調査し、その結果と医師意見書をもとに「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます。
- ③ **認定結果の通知** 申請から原則として30日以内に、認定結果通知と保険証が届きます。
- ④ **ケアプランの作成** 要介護状態と認定された方は、どのようなサービスをどのくらい利用するかという介護サービス計画（ケアプラン）を作ります。

相談してみましよう！

介護の必要性を感じるタイミングは、人によって異なります。家事が負担になってきた、ひとりでの外出が不安になってきたなど、思い当たることがありましたら、地域包括支援センターなどに気軽に相談してみましよう。

☆問い合わせ先☆

福祉保健課 ☎ 0859 - 54 - 5207 地域包括支援センター ☎ 0859 - 54 - 2226

中山支所福祉課 ☎ 0858 - 58 - 6112 大山支所福祉課 ☎ 0859 - 53 - 3136

☆今月は、介護保険料第2期分の納付月です。期限（8/31）までに納めましよう。

次回は10月号で「介護予防」について掲載予定です。